

寄付金控除に係る申告特例申請書の記入例

提出期限：寄付日の翌年1月10日（必着）

太枠内を**全て記入してください。**
 ※申請後、記載内容について変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要となります。

令和 ●● 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日 京都市長 殿	整理番号 フリガナ ●●●●●●●●
住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名 ●●●●●●●●●●●●
電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●	個人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●
	生年月日 明・大・昭 ●●●●●●●●●●●●

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

個人番号（マイナンバー）を記入し、裏面の書類を添付してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載の特例申請事項は、申告の特例各号のいずれかに該当する場合に限ります。記載事項を記載してください。
- (注2) 申告の特例各号のいずれかに該当する場合に限ります。記載事項を記載してください。

寄付をした年月日と金額を記入してください。
 ※同じ自治体に複数回寄付をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日	寄附金額 ●●●●●●●● 円
----------------------------	--------------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、当該寄附金の支出が、当該寄附者の所得に係るものであること。

①と②どちらも該当する場合のみ
 ワンストップ特例の申請が可能です。

寄付先の自治体が1年間(1月1日～12月31日)で5自治体以内であればチェックできます。
 (寄付回数ではなく寄付先の数)

税の申告書の提出が不要な場合、当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出が不要な場合

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県

確定申告(または住民税申告)をしない方はチェックできます。

- ★ ワンストップ特例（寄付金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと納税」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等をしなくても、住民税の控除（所得税相当分を含む）が受けられる特例制度です。
- ★ ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等にて必ず寄付金控除の申告も行ってください。この場合、寄付金控除の申告をされないとワンストップ特例申請を行っていても寄付金控除は受けられません。
- ★ 6自治体以上にふるさと納税を行った場合は、確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。
- ★ 寄付金税額控除についてのお問い合わせは、お住まいの市区町村の住民税の担当にお問い合わせください。

<必ずお読みください>

ワンストップ特例制度をご利用される際の添付書類について

ワンストップ特例申請にあたっては、申請書のほか、①「個人番号を確認するための書類」と②「本人確認書類」を添付していただく必要があります。

※マイナンバー及び添付資料に不備があると、適切に寄付金税額控除を受けられなくなる可能性がありますのでご注意ください。

添付書類

- 個人番号カードをお持ちの方

→ 個人番号カード表面、裏面の写し



- 個人番号カードをお持ちでない方

→ 個人番号通知カードの表面または個人番号の記載された住民票の写し

+

身分証（運転免許証、パスポート、保険証等のいずれか）の写し

※「顔写真なし」の本人確認書類を添付される場合は、『2種類』必要となります。

送付先 ※令和7年5月7日(水)以降は、移転後の新住所にご送付ください。

移転前

〒604-8101
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65
京都朝日ビル6階
京都市 保健福祉局 医療衛生推進室
医療衛生企画課（動物愛護担当）

移転後

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
北庁舎3階
京都市 保健福祉局 医療衛生推進室
医療衛生企画課（動物愛護担当）

→

送付期限

寄付日の翌年1月10日（必着）

☑ 送付される際に、必ず同封書類をご確認ください。

1. 申告特例申請書

☐ 申告特例申請書（☐ 個人番号（マイナンバー）の記載）

2. 添付書類

☐ 個人番号カード表面の写し

☐ 個人番号カード裏面の写し

または

☐ 個人番号通知カードの表面または個人番号の記載された住民票の写し

☐ 身分証（運転免許証、パスポート、保険証等のいずれか）の写し